

各国・地域における放射線検査機関  
(チェコ)

2011年3月31日  
ジェトロ・プラハ事務所

検査機関名	国家放射線保護研究所 (SURO)
所在地	Bartošková 28 140 00 Prague 4 Czech Republic
電話	+420 241 410 214 ; +420 226 518 232
FAX	+420 241 410 215
E-mail	<a href="mailto:suro@suro.cz">suro@suro.cz</a>
URL	<a href="http://www.suro.cz/en">http://www.suro.cz/en</a>
検査対象品	チェコ国内大気、水、建物、建材。人体における放射線核種。 食品、工業製品等のサンプルにおける放射線あるいは表面汚染検査。
検査に必要な検体量	検査結果には EU 規定 733/2008; 3954/87; 2218/89; 944/89 に基づき ベクレル/kg あるいはベクレル/l (リットル) が用いられる。サンプル の検査は 1 リットルの容器に入れて行われる (正式な放射線量認定に 必要)。表面汚染の検査は、製品・材料表面をアルコールで拭き取っ たものをサンプルとして行う。
測定可能な放射性核種	Cs-134、Cs-137、I- 131(その他 EU で規定に記されている Pu-239、Sr-90、 Am-241 の測定は必要とされていない)
検査料	1 サンプルあたり 910 チェコ・コルナ
検査にかかる必要日数	サンプル受領から結果がでるまでの期間は 4 日間 (結果はその判明後 メールで送信あるいは郵送)。検査自体の所要時間は 1 時間程度。
当該国政府の登録・認 定・指定・検査機関か	国家認定機関 (やはり国家機関である国家原子安全研究所と協力)
相手国の規制などにより 陸揚げできない貨物の検 査は保税状態で検査して くれるのか、輸入が認めら れた貨物のみか	検査は通関時になされる。放射線物質が検出された場合、輸入者ある いは発注者に引き渡され、この輸入者あるいは発注者はその経費負担 で環境に悪影響を与えない方法で当該輸入品を廃棄しなければならない。 それまでの間この輸入品は税関が保管する。輸入品が食品である 場合には RASFF(Rapid Alert System of Food and Feed)データベ ースに入力され、他の国内関連国家機関、および EU 各国に通知され る。

【免責事項】

ジェトロは、本資料の記載内容に関して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、一切の責任を負いません。これは、たとえ ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提出した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではありません。また、各国・地域の状況は刻々と変わっておりますので、ご利用に当たっては当該国・地域の政府機関への確認をおすすめします。